

届書コード
2210

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

常務理事	事務局長	部長	課長	抜者

令和 5 年 8 月 1 日 提出

提出者記入欄

健康保険の事業所記号	1100
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 101 - 0062 東京都千代田区神田駿河台0-0
事業所名称	いろはに 株式会社
事業主氏名	代表取締役 東京 大助
電話番号	03 (3291) 0000

受付日付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

申出者欄

☒ 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
(健康保険法施行規則第 38 条の 2 及び厚生年金保険法施行規則第 10 条)
※必ず ☐ に ☒ を付してください。

健康保険組合理事長あて
住所 東京都文京区本郷0-0-0
氏名 山口 京子
電話 03 (3817) 0000

令和 5 年 8 月 1 日

被保険者欄

① 被保険者証の番号	31	② 個人番号 [基礎年金番号]	
③ 被保険者氏名 (フリガナ) ヤマグチ (氏) 山口	④ 被保険者生年月日 (名) 京子 7. 平成 6 3 0 7 1 1	⑤ 昭和 6 3 0 7 1 1	年 月 日
⑤ 子の氏名 (フリガナ) ヤマグチ (氏) 山口	⑥ 子の生年月日 (名) タイキ 7. 平成 0 4 0 5 1 6	⑦ 令和 0 4 0 5 1 6	年 月 日
⑦ 育児休業等終了年月日	9. 令和 0 5 0 5 1 5	年 月 日	
⑧ 給与支給月及び報酬月額	⑨ 通貨	⑩ 現物	⑪ 合計
5 月 3 日 27,900 円	27,900 円	0 円	27,900 円
6 月 31 日 204,600 円	204,600 円	0 円	204,600 円
7 月 30 日 204,600 円	204,600 円	0 円	204,600 円
⑫ 従前標準報酬月額	⑬ 昇給降給	⑭ 週及支払額	⑮ 改定年月
健康 220 千円 厚生 220 千円	1. 昇給 2. 降給 月	週及支払額 月 円	5 年 8 月
⑯ 給与締切日・支払日	⑰ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 70 歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート 5. その他 () (特定適用事業所等)	
締切日 20 日 翌月 25 日	支払日 25 日		
⑱ 月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、 産前産後休業を開始していませんか。 ☒ 開始していません 該当する場合はチェックしてください ※ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて 産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。		

○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満 3 歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）終了日に 3 歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後 3 カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4 カ月目の標準報酬月額から改定することができます。
ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3 歳未満の子を養育する被保険者又は被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『育児休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、日本年金機構には『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。